

「京都府自転車安全利用促進計画」 (中間案) に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間： 令和7年12月15日（月）～令和8年1月9日（金）
- 2 意見提出者： 4個人・団体 6件
- 3 意見の要旨とこれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見・御提案の要旨	京都府の考え方
1		自転車に同乗している子どもだけではなく、運転している保護者もヘルメットを着用してほしい。	自転車に同乗する未就学児のヘルメット着用を義務化していますが、御意見のとおり幼児を同乗させている保護者等の方がヘルメットを着用されていないことが見受けられると把握しております。 今後も幼稚園、保育所等と連携し、未就学児と保護者等が共に学習できる機会を提供すること等により、保護者等へのヘルメット着用促進を推進してまいります。
2	利用者の実態に応じた自転車交通安全教育の実施	交通安全教育は、YouTubeやInstagramなどで発信するなどして、中高生など若者に届くようにしてほしい。	京都府公式YouTubeチャンネルで、交通安全動画を公開しているところです。今後は、さらに、年齢層に応じた「自転車交通安全教育動画」を制作、YouTube等で発信する他、教育機関と連携して同動画のICTを活用した安全教育の実施により、中高生をはじめとした若年層にも視聴していただける取組を推進してまいります。
3		学校でも自転車の交通ルールを教育してほしい。	警察や教育機関と連携し、府内の学校において、自転車教室や自転車安全利用推進員講習を行っており、自転車の交通ルールについての教育を実施しております。 今後は、自転車の交通安全教育動画の活用等、教育機関における自転車交通安全教育の充実に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。
4	交通反則通告制度の適用を踏まえた効果的な広報啓発活動の実施	自転車でも青切符を切られるという話を聞きましたが、その制度が始まれば、すぐに違反で捕まってしまうのが心配です。	国の啓発資料（自転車ルールブック）等を活用し、自転車に対する交通反則通告制度適用について、正しい理解をしていただけるよう周知啓発に努めてまいります。また、交通違反とならないよう、警察等の関係機関と協力し、あらゆる機会を通じて交通ルールの周知を行ってまいります。 なお、令和8年4月1日から交通反則通告制度が導入されますが、警察官が違反を認知した場合、基本的には現場での指導警告が実施されます。ただし、その違反が交通事故の原因となるような悪質・危険な違反であったときは検挙の対象となります。
5	自転車事故に備えた保険の加入促進等	「自転車の安全利用においては、誰もが自転車事故の加害者や被害者になり得ることを十分踏まえ、事故発生時における被害者の救済のための自転車損害保険等への加入のほか、自転車事故の未然防止のための点検整備、安全基準に適合する自転車の普及、被害軽減のためのヘルメットの着用、自転車側面等への反射材の活用等の取組を積極的に進める。」に賛同します。	御賛同いただいている取組を含め、今後も自転車の安全利用に向けた取組を進めてまいります。
6	安全利用を促進するためのその他の取組	自転車が通行すべき場所が分かりにくい道路が多い。通行帯や矢羽根マークを設置するのであれば、積極的に整備を進め、同マークの意味についての周知してほしい。	交通安全教室等を通じて、自転車の通行方法について、広報啓発を行っております。矢羽根マーク等の有無にかかわらず、自転車は原則車道の左側通行であることが、自転車利用者に浸透するよう今後も継続した啓発を行ってまいります。 警察や自治体等の関係機関と協力し、交通の実態や地域の実情に応じた道路環境整備を進めるとともに、交通安全対策に取り組んでまいります。